

食育教材等の貸出要項

(令和4年3月16日理事長決定)

1 目 的

この要項は、道内の学校給食の円滑な実施に寄与するため、食育教材及び検査器具（以下「教材等」という。）を無償で貸出し、食育推進支援及び衛生管理に貢献することを目的とする。

2 貸出対象

市町村教育委員会事務局や共同調理場、学校等の給食施設とする。

3 貸出教材等

貸出しする教材等は次のとおりとする。

- (1) DVD類（別表1）
- (2) レプリカ類（別表2）
- (3) バイキング用食器具類（別表3）
- (4) 検査器具類（別表4）

4 貸出しの申込

貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、事前に給食会へ貸出状況等を確認のうえ、貸出申込書（別記様式1）を提出するものとする。

なお、貸出申込書の提出は、原則として、貸出しを受けようとする日（貸出希望期間の初日）の90日前からとする。

5 貸出しの決定及び通知

給食会は、「貸出申込書」を受理したときは、貸出状況等を検討のうえ貸出しを決定し、貸出決定通知書（別記様式2）により、申込者に通知する。

なお、貸出期間は、他の申込状況等を勘案し、決定する。

6 貸出し等に伴う搬送

貸出し及び返却に伴う搬送は、当会の配送車又は輸送業者により行うこととし、経費は当会の負担とする。

7 貸出教材等の取扱い

貸出しを受けた者（以下、「借入者」という。）は、貸出教材等について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

なお、貸出教材等を破損又は亡失させた場合は、すみやかに給食会に連絡し、その指示に従うものとする。

8 貸出物品（検査器具）に係る消耗品の提供

3の（4）の検査器具の使用に必要な次の消耗品については、当分の間、給食会が無償提供する。

なお、数量は、借入者の使用内容や給食会の予算額を考慮し、決定する。

- (1) ふらん器用スタンプ型培地
 - ア 一般細菌検出用
 - イ 大腸菌・大腸菌群検出用
 - ウ 黄色ブドウ球菌検出用
- (2) ふらん器用手形培地
- (3) ATP拭取検査器用検査スティック

9 その他

貸出教材等の使用後、給食会から借入者に対し、食育事業の実施風景写真等の提供を依頼する場合がある。

附 則

この要項は、令和4年3月16日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年3月1日から施行する。

(一部改正)

附 則

この要項は、令和5年6月5日から施行する。

(一部改正)

附 則

この要項は、令和7年7月25日から施行する。

(一部改正)